

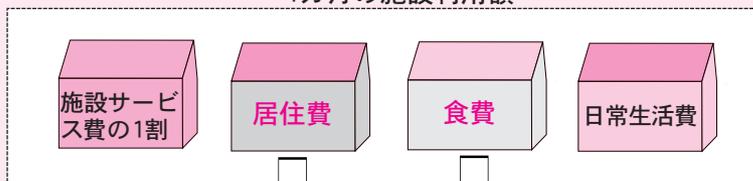
利用者の負担を  
できるだけ少なく  
するために

平成17年10月より実施

# 『特定入所者介護サービス費』 を利用しましょう！

特定入所者介護サービス費とは、所得の低い方が安心して介護保険施設を利用できるように講じられた仕組みです。

1カ月の施設利用額



居住費・食費それぞれに負担上限額が設けられています。

超えた分は、『特定入所者介護サービス費』として介護保険から支給されますので、上限額を超える負担はありません。

介護保険施設の**居住費・食費**が自己負担となる(平成17年10月～)のに伴い、所得の低い方に対して、負担上限額を超えた利用額を介護保険から支給します。

## 対象となる方は

介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護のいずれかを利用している方で、保険料段階区分第1・2段階の方

## 対象となる方は申請をしましょう！

申請用紙は、介護保険担当(いきいきプラザ都留内)に用意してあります。

問合せ 健康推進課 介護保険担当

☎(46)5113

# 国

# 保

## 交通事故と国保

交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合、治療費は原則として加害者が全額負担することになります。しかし、その賠償が遅れたりするときなどには、国保(老人保健)で治療を受けることができます。この時の費用は国保(老人保健)が一時立て替え、後日加害者に請求します。

### 交通事故にあつたら

交通事故にあつたら、相手の身元を確認し、速やかに警察署に届け出をしてください。国保へ必ず届け出を

国保(老人保健)で治療を受けるときは必ず事前に市民生活課国保医療担当に連絡し、速やかに「第三者の行為による被害届」を提出してください。(用紙は国保医療担当に用意してあります。)

ただし、次の場合には国保(老人保健)で治療を受けることはできません。

- ① 加害者からすでに治療費を受けとっている場合
- ② 業務上のケガの場合
- ③ 酒酔い運転、無免許運転などによるケガの場合

示談の前に必ずご相談ください！  
国保(老人保健)が使えなくなってしまうことがあります。

問合せ 市民生活課 国保医療担当